

三次市地域部活動検討委員会設置要綱の一部改正新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(組織) 第4条 委員会は、<u>8</u>人以内の委員をもって組織する。 2 略</p>	<p>(組織) 第4条 委員会は、<u>7</u>人以内の委員をもって組織する。 2 略</p>